



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

「個人情報」と「プライバシー」、正しく怖れ、正しく情報活用するために

「個人情報なのでお答えできません」とか「プライバシーが漏らされた！」など、これらのフレーズを聞かない日はありませんね。

これだけ世の中に流布した「個人情報」「プライバシー」という法律用語ですが、中身が分かりにくい故に、誤用されたり過度に怖れられたりしがちです。そこで、今回は、関連する最新の裁判例をご紹介します、違法にならないための情報共有の考え方を伝授いたします。

性感染症「陽性」告知事件（横浜地判 R5.11.8）～夫に性病をバラされた！？

●事案の概要

胸部の痛みを訴え、救急外来を夜間に受診した女性に対し、医師が血液検査を実施しました。医師は、夫が同席する場で、当該女性が性感染症の陽性であると告知しました。その2ヶ月後、夫婦は離婚しました。女性は、精神的苦痛を受けた上に、離婚を余儀なくされたなどとして、医師らに対し、550万円の損害賠償を求めて訴訟提起しました。

●裁判所の判断

裁判所は、性感染症などの病歴は人に知られたくない個人情報であり、プライバシー権を侵害したと指摘し、女性の精神的損害を認め、医師らに44万円の支払いを命じました。一方で、告知を離婚原因とする女性の心情は認めるものの、「証拠上、告知と離婚との因果関係までは認められない」と判断しました。

本判決の示唆～「個人情報」と「プライバシー」は別ものと心得よ！

●個人情報保護のフェーズ「まずは何より本人同意」

医療や介護の現場でやり取りされる個人情報には、病歴や障害等の情報も含まれます。これらはセンシティブなものなので、個人情報保護法上、「要配慮個人情報」と呼ばれ、取得する際も第三者に提供する際も、どちらも本人の同意が必要です（氏名や住所等の普通の「個人情報」は、同意が求められるのは第三者提供の際のみ）。

この裁判で訴えられた医師も、夫がその場に同席していた以上は、女性の同意はあるものと考え、検査結果を伝えても問題ないと判断したようです。確かに、個人情報保護法上は、その場に同席することを本人が許していた以上、検査結果が伝わることにも同意していたと評価されてもおかしくはありません。裁判で明示はされていませんが、本件でも個人情報保護法の違反は認定されていません。

本人同意があった、若しくは同意があると推定される状況があれば、個人情報保護法の違反にはならないのです。

●プライバシー保護のフェーズ「伝える内容と相手で考える」

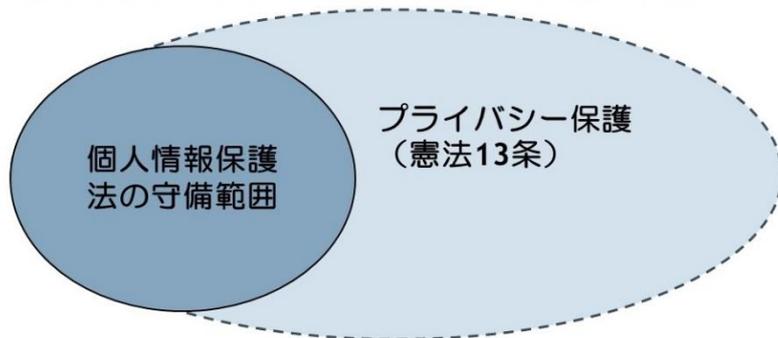
しかし、個人情報保護法の違反にならないければ、何をやってもいいわけではありません。なぜなら、別ものの規制として、憲法13条の幸福追求権に基づく、「自分の私的なこと

はできるだけ知られたくない」プライバシー権があるからです。

今回、女性側としては「いやいや、夫の同席は認めたから、病状がその場で話されるのは同意してたけど、でも、性病のことまで言っちゃう？夫に伝えちゃう？」という怒りがあったのでしょう。個人情報保護法上、形式的・一般的には事前同意ありという場合でも、現場では、本人のプライバシーにも配慮して、「伝える情報の具体的内容と伝える相手の属性」を考慮しないとイケません。とくに、図のように、プライバシー権の守備範囲は広く、ケースバイケースで境界もはっきりしない難しさがあるからです。

医療職にとっては単なる性感染症でしょうが、プライバシーを考える際は、一般の人の感覚をもって比較検討する必要があります。

- 個人情報保護法を守るだけでなく、プライバシーの観点も意識する



個人情報保護法違反にも、プライバシー侵害にもならないコツ～2ステップ審査

情報の取扱いで法的トラブルに発展するのは、ほぼ第三者提供の場面です。ここを押さえておけば、トラブルに巻き込まれるリスクはグッと減ります。

①まずは、個人情報保護法違反とならないようにする。同意があれば、ほぼ個人情報保護法違反には問われません。だから、同意が取れるなら取ることが第一です。

では、同意が取れない場合はどうするか？個人情報保護法は、同意の例外を認めていま

す。一つは、「人の生命、身体または財産の保護に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合」、二つめは「法令に基づく場合」です。

これらは幅広く認められると考えるべきで、前者は、本人の意思確認が難しい場合に、生命、身体等を守る目的での情報共有は許容されます。後者は、「法令に基づく場合」として、「労働契約法5条の安全配慮義務を果たすために、情報共有しました。だから、法違反ではありません」等と使えるわけです。

②個人情報保護法の点をクリアしたら、次は、プライバシー保護の観点です。

「伝える内容と伝える相手」の要素で考えるのがカギです。たとえば、軽微な内容でも、不特定多数（ネット SNS 含む）に伝えるのはトラブルの元です。ましてや、本人にとって

重大な内容であれば、不特定多数は完全にアウトです。特定少数に限定すること、さらにその相手が守秘義務を負う者かも意識した方がいいでしょう。

本人と一体的に考えられる同居親族や相続人となる親族ならまだしも、遠い親戚や単なる知人等、守秘義務のない者に重大な内容のプライバシーを伝えることは避けるべきです（今回の裁判のように、内容によっては配偶者でもアウトな場合もあります）。

一方で、弁護士、医師等の専門家など、厳しい守秘義務を負う関係者に限って情報共有する場合は、重大な内容のプライバシーでも侵害とは評価されにくいといえます。

～当事務所よりひと言～

個人情報保護法違反やプライバシー侵害となることを過剰に怖れて、必要な情報共有が進まないことがしばしば見られます。

ご紹介した2ステップ審査を意識して進めて頂ければ、情報共有が上手く行くことが多いと思います。